

住宅改修のQ & A

No	項 目	質 問	回 答
1	手すりの取り付け	手すりには、円柱形などの握る手すりのほか、上部平坦型(柵状のもの)もあるが、支給対象になるのか。	支給対象となります。高齢者によっては、握力がほとんどない場合やしっかり握れない場合もあるので、高齢者の身体の状態に応じて手すりの形状を選択することが重要になります。ただし、トイレの手すりとして、紙巻器と一体になっているものは、資産価値を高めることにあたるため除きます。 前方ボードの使用用途として便器への移乗、立ち上がり、排便時の姿勢保持がある。 移乗動作を目的とし、なおかつ前方ボードの形状としても適切なものと見なされるため、支給対象となります。
2	手すりの取り付け	過去に住宅改修で設置した手すりが老朽化したことから、既存の手すりを撤去し、新たに手すりを設置する工事は支給対象になるのか。	単に老朽化したのみの理由では、支給対象外となります。 なお、身体的理由により既存の手すりの向きや高さのみを変える又は位置の変更及び手すり本体を交換する場合は、支給対象として認められる場合があります。高さ変更等に当たっては、写真や理由書等で必要性を示してください。
3	手すりの取り付け	手すり取り付けの下地補強の際、クロス張り替え費用は、支給対象となるか。	手すり取り付けに際し、安全性確保の観点から必要最低限の部分のみ支給対象となります。壁全体の張り替えについては、手すり取り付けに係る部分が按分でできれば支給対象となります。
4	手すりの取り付け	過去に住宅改修で浴室に設置した手すりについて、リフォームしたため一度取り外した。再度同箇所に付け直す場合、支給対象となるのか。	身体的理由を除いての手すりの付け替えは、支給対象外となります。
5	手すりの取り付け	手すりの取り付けの際にねじを使用せずに、固定剤(エポキシ剤)による取り付けを行った場合は、支給対象となるのか。	固定剤による手すりの取り付けも住宅改修の支給対象となります。
6	手すりの取り付け	開口部用の手すりの取り付けについて、どのような場合に支給対象となるのか。	以下のいずれかを満たす場合に支給対象となります。 (1)ブランケットが壁に固定され、その固定に工事が伴うこと。 (2)手すり使用時、体重をかけるバーが着脱専用ブランケットに固定され、動かないこと。 (3)ドア、クローゼット等の開口部に取り付けられていること。 (4)(他の手すり取り付けの支給基準と同様に)高齢者の移動を制限する目的でないもの。
7	手すりの取り付け	勝手口に手すりを設置したいが、支給対象となるのか。	玄関以外の出入り口に手すりを設置する場合、理由を理由書に明記してください。 理由によっては、支給対象とならない場合があります。
8	手すりの取り付け	自宅が店舗兼住宅であるが、店舗へ出るための動線上に手すりを設置したいが、支給対象となるのか。	園芸等の趣味や仕事をするといった本人の生きがいや生活を充実するための工事については、介護保険の住宅改修の支給対象外になります。 例外として、出入り口が店舗と自宅で兼用であり日常生活動作を行う上でその部分の住宅改修が不可欠等の場合、その旨を理由書に明記することで支給対象となることがあります。
9	手すりの取り付け	自宅内にトイレが2ヶ所あり、両箇所に手すりを設置する場合、支給対象となるのか。	本人の身体状況により判断します。例えば居室近くと寝室近くにトイレがあり、日中は居室で生活するため居室近くのトイレを使用し、夜間は寝室近くのトイレを使用する場合等が2ヶ所の支給対象例となります。その他、生活動線から外れるような箇所への重複設置は支給対象外となります。 「引き戸等への扉の取り替え」など住宅改修の別項目の工事でも同様の取扱いとします。
10	手すりの取り付け	浴室に取り付けてある手すりが、機能的に何の問題も無いがカビが生えてきたので取り替えを検討しているが、支給対象となるのか。	老朽化、物理的・科学的な消耗、摩耗を理由とするのであれば支給対象外となります。
11	手すりの取り付け	自宅玄関から道路先までの通路が急な坂道になっているため、手すりを取り付けを行いたいが、支給対象となるのか。	被保険者(利用者)の転倒防止及び外出機会の増加等が目的であれば、支給対象となります。 なお、玄関から道路までの通路が土手に面しており、転落防止で手すりを設置する工事は支給対象外となります。
12	手すりの取り付け	2階建ての家屋で、普段は1階で生活しているが、2階に上がるための階段に手すりを設置するのは、支給対象となるのか。	住宅改修は「日常生活上、必要なもの」を対象としています。そのため、原則、居住スペースが1階にある場合は支給対象外です。2 階に上がる為の理由、頻度によれば、支給の対象となる場合があります。 「住宅改修が必要な理由書」に詳しく記載してください。
13	段差の解消	玄関から道路までの段差を緩やかにする工事は支給対象となるのか。	通路へのスロープ設置、コンクリート舗装など、段差の解消として支給対象となります。

14	段差の解消	居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃出し窓にスロープを設置する工事は支給対象となるのか。また、スロープから先の道路までの通路を設置する工事は、支給対象となるのか。	玄関にスロープを設置する工事と同様に、スロープは段差の解消として、通路設置も通路面の材料変更として、支給対象となります。また、壁を抜く、あるいは窓の間口を広げてスロープを設置する場合、壁の部分に係る工事費用は支給対象外となり、スロープの設置費用のみ支給対象となります。
15	段差の解消	脱衣所と浴室床の段差を解消するため、浴室床のかさ上げ又はすのこの設置(住宅改修に係るものに限る)を行ったが、浴室床が上がったために行う次の①から③の工事について、段差解消に伴う付帯工事として取り扱うこととしてよいのか。 ①水栓の蛇口の下に洗面器が入らなくなったために、水栓の蛇口の位置を変更。 ②浴室床が上がったために、相対的に浴槽の底との高低差が増え、浴槽への出入りが困難且つ危険になった場合の浴槽をかさ上げするなどの工事 ③②の状態で、技術的に浴槽のかさ上げが困難な場合の浴槽の改修又は取り替え工事。	①から③のいずれの場合でも、支給対象として差し支えありません。なお、段差解消に伴い、現状のコンセントの位置を変更する必要がある場合、コンセントを新しくすることを除き支給対象となります。
16	段差の解消	上がり框の段差緩和のため、式台を設置したり、上がり框の段差を2段にしたりする工事は支給対象となるのか。	式台については、持ち運びが容易ではないもののみ支給対象となりますが、持ち運びが容易なものは、支給対象外となります。また、上がり框を2段にする工事は段差解消として支給対象となります。
17	段差の解消	高齢者が自立して入浴又は介助して入浴できるよう、浴室床と浴槽の底の高低差や浴槽の形状(深さ、縁の高さ等)を適切なものとするために行う浴槽の取り替えも段差の解消として支給対象となるのか。	浴槽の縁も、玄関の上がり框と同様に段差解消に含まれるものとして取り扱っていただいて差し支えません。ただし、浴槽の深さ、縁の高さが改善され、段差解消に資すると認められる場合に限るため、着工前の事前申請書類の取り扱いを以下のとおりとします。 ①改修前の写真：浴槽の深さ、縁の高さ部分にメジャーを当てて撮影すること(理由書に何CMか記入) ②住宅改修施工箇所見取図：改修後の浴槽の深さ、縁の高さが分かる図面を示すこと。
18	段差の解消	昇降機、リフト、段差解消機等の設置は、支給対象となるのか。	昇降機、リフト、段差解消機等といった動力により床段差を解消する機器を設置する工事は、支給対象外となります(手動も含む。)。なお、リフトについては、移動式、固定式又は据え置き式のものは、移動用リフトとして福祉用具貸与として取り扱われます。
19	段差の解消	段差解消のため、部屋と部屋の敷居を撤去する工事は支給対象となるのか。	段差の解消として、支給対象となります。また、敷居撤去した際にできた扉下の隙間について、扉を交換する工事は、支給対象外です。ただし、扉下の隙間を木材等で継ぎ足す工事は、段差解消の付帯工事として支給対象となります。
20	段差の解消	階段の段数を増やして一段あたりの高さを低くする工事は、支給対象となるのか。	段差の解消として、支給対象となります。段数が変わらない場合は、平面部分(踏み場)を広くする工事は、支給対象外となります。
21	段差の解消	一人暮らしの被保険者等が洗濯物を干すためベランダへ出入りする必要がある場合に、居室とベランダの段差解消を行う場合は、支給対象となるのか。	段差の解消として、支給対象となります。理由書に、必要性を記載してください。
22	段差の解消	玄関の段差解消を行うため、スロープを設置したいが、もともとある床を解体する必要がある。その際の解体費は、付帯工事として支給対象とあるのか。	付帯工事として、支給対象となります。
23	段差の解消	車イス移動の人で玄関ドアの大きさからの出入りが困難であり、掃き出し窓、縁側等から車イスで出入りを行っている。その際、掃き出し窓及び縁側と地面との段差解消は、支給対象になるのか。	原則、支給対象となりますが、事前申請内容に応じて、現地確認を行います。現地確認の結果、必要性等が認められなければ、支給対象外になることがありますのでご注意ください。また、床の解体費は、段差解消の付帯工事として認められますが、ウッドデッキの場合は、付帯工事として認められません。
24	段差の解消	段差の解消として、玄関にスロープを設置したいが、木製スロープでも支給対象となるのか。	木製等、変形する恐れのある材質での段差解消は支給対象外です。
25	段差の解消	居室からいったん土間へ降り、台所、トイレを利用するために再度段差がある場合、土間の部分を床上げする工事は、支給対象になるのか。	本人の身体の状態を考慮して、現在通路として使用している土間を床上げすることについて、段差解消が必要かつ適切な理由があれば、解体・基礎工事も含み支給対象となります。また、通路以外の工事が含まれる場合は、通路部分のみ工事費の経費を面積按分をしてください。

26	段差の解消	台所と居室の段差を解消するために、台所の床上げ工事をする場合、床の解体工事も段差解消として支給対象となるのか。	台所床の高さを居室床の高さまで上げる工事は、段差解消が必要かつ適切な理由であれば、解体・基礎工事も含み支給対象となります。また、通路以外(キッチン部分など)の床部分の工事が含まれる場合は、通路部分のみ工事費の経費を面積按分してください。
27	段差の解消	母屋とお風呂がある離れが軒を隔てて隣接する場合、二つの建物の間に渡り廊下と手すりを設置する工事は、支給対象となるのか。	必要かつ適切な理由があれば支給対象となります。その場合、土間の床上げと同様に、通路以外の工事が含まれる場合は、通路部分のみ工事費の経費を面積按分してください。
28	段差の解消	洗濯物を干すためにベランダに出る際に、転落する可能性があるため、ウッドデッキを増設し段差解消する工事は、支給対象となるのか。	ベランダの増設は、支給対象外です。
29	段差の解消	居室と縁側の段差解消に畳を敷くのは、支給対象となるのか。	畳を固定する場合に限り支給対象となります。使用素材に規定等はありません。
30	段差の解消	ユニットバスを購入し、段差解消を行う場合、支給対象となるのか。 (1)脱衣所と浴室の段差解消を目的とするために行うユニットバスの購入設置。 (2)浴室床を滑りにくい床材への変更を目的とするユニットバスの購入設置。 (3)浴室床と浴槽底の高低差や浴槽の形状(深さ、縁の高さ等)を適切なものとするために行うユニットバスの購入設置。	(1)～(3)いずれも介護保険の住宅改修の対象となります。ユニットバス設置目的が(1)、(2)、(3)のいずれかの場合、当該分を面積按分等により支給対象の対象となる工事費を算出してください。また、出窓や壁面収納等住宅改修の目的以外のもので工事費用から控除すべきものは支給対象外となります。
31	段差の解消	複数の機能を合わせ持つ製品を設置した場合は、支給対象となるのか。	本人にとって必要な住宅改修であれば、必要性を明確した上で申請可能になります。
32	滑りの防止及び移動の円滑化等の床又は通路面の材料の変更	通路面の材料の変更としてはどのような材料が考えられるのか。また、この場合の路盤整備は付帯工事として支給対象となるのか。	例えば、コンクリート舗装・アスファルト舗装・タイル舗装・レンガ舗装等が考えられます。また、これらの工事に伴う路盤整備は付帯工事として支給対象となります。
33	滑りの防止及び移動の円滑化等の床又は通路面の材料の変更	滑りの円滑化を図るための床材の表面加工(溝をつけるなど)は、支給対象となるのか。また、階段にノンスリップ・カーペット・滑り止めゴムを張り付けたりする場合は、支給対象となるのか。	いずれも床材の変更として支給対象となります。なお、ノンスリップについては、突き出していたり、滑りが悪いと転落する危険性があるため、工事に当たっては十分注意してください。カーペットは必ず固定式としてください。
34	滑りの防止及び移動の円滑化等の床又は通路面の材料の変更	通路面について、滑り防止を図るため舗装剤への加工(溝をつけるなど)や移動の円滑化のための加工(土舗装の転圧など)は、支給対象となるのか。	いずれも、通路面の床材の変更として支給対象となります。
35	滑りの防止及び移動の円滑化等の床又は通路面の材料の変更	居室においては、畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更等が想定されるものと通知されているが、畳敷から畳敷(転倒時の衝撃緩和機能が付加された畳床を使用したものなど同様の機能を有するものを含む)への変更や板製床材等から畳敷への変更についても認められるのか。また、車イスのタイヤが小さいために、畳にひっかかり動きづらいため、畳からフローリングへの床材変更は支給対象となるのか。	本人の身体状況、住環境等を勘案して必要と認められる場合は、支給対象となります。
36	滑りの防止及び移動の円滑化等の床又は通路面の材料の変更	車イスを利用している被保険者(利用者)のために、玄関から道路までの庭をコンクリート舗装等にする工事は支給対象となるのか。	支給対象となりますが、被保険者(利用者)の動線上にない庭部分を過大に舗装等をすることは、認められません。
37	滑りの防止及び移動の円滑化等の床又は通路面の材料の変更	廊下の床の取り替えについては、「滑りの防止又は移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」となっているが、車いすの通行により傷んだ廊下の床材を取り替えることについても、「移動の円滑化」として支給対象となるのか。	老朽化や物理的・科学的な摩耗、消耗を理由とする工事は、床の修繕・補修工事にあたるため支給対象外となります。
38	滑りの防止及び移動の円滑化等の床又は通路面の材料の変更	滑り止め機能を有するマットを浴室内に敷くこと(床面への接着はしない)も支給対象になるのか。それとも入浴補助用具として福祉用具購入費の支給対象になるのか。	マットを浴室内に置くだけであれば、住宅改修及び福祉用具購入いずれも支給対象外となります(※固定式でも不可)
39	滑りの防止及び移動の円滑化等の床又は通路面の材料の変更	浴室の段差解消・滑りにくい床材への変更をユニットバス(壁・床・天井・浴槽が一体のもの)の購入設置により行う場合、支給対象となるのか。	「39. ユニットバス導入に係る段差解消について」同様、正しく按分すれば支給対象となることがあります。

40	滑りの防止及び移動の円滑化等の床又は通路面の材料の変更	車イス利用者が玄関から道路に出るまでの通路においてスロープか砂利道をコンクリート舗装にしたいが支給対象になるのか。	車イス利用者が玄関から道路に出るまでの動線上であり、かつ必要な玄関前の改修範囲としては、車イスでの日常生活上の移動幅の範囲内で考えます。 鳩山町では、100cmの幅を目安としますが、申請内容によって適宜判断します。 【道路必要幅】 車イス(介助又は自走)：直線移動の場合100cmの幅を目安とします。 歩行器・杖：100cm以下が目安となります。
41	滑りの防止及び移動の円滑化等の床又は通路面の材料の変更	現在通路として利用している通路面の幅が、車イスに対応していないため拡張したいが、支給対象になるのか。	利用している通路面の滑りにくい舗装材等に変更する場合等は支給対象となりますが、拡張については、支給対象外となります。 また、側溝の整備に要する費用についても支給対象外となります。
42	引き戸等への扉の取り替え	扉そのものは取り替えないが、右開き扉を左開き扉に変更する工事は、支給対象になるのか。	扉そのものを取り替えない場合であっても、身体状況に合わせて性能が代われば、扉の取り替えとして支給対象となります。具体的には右開きの戸を左開きに変更する場合、ドアノブをレバー式取っ手等に変更する場合、戸車を設置する場合等が考えられます。
43	引き戸等への扉の取り替え	門扉の取り替えは支給対象になるのか。	引き戸以外の門扉を引き戸へ改修する場合は、扉の取り替えとして支給対象になります。ただし、既存の門扉が古くなったため、新しいものに取り替えるという理由であれば、支給対象外となります。
44	引き戸等への扉の取り替え	扉の開閉が困難であるため、既存扉をカーテンに取り替えたいが、支給対象となるのか。 また、その際、扉枠の撤去とカーテンレールの取り付け及び工事についても支給対象に含まれますか。	利用者の身体状況とカーテンに交換した場合の状況(居室等のプライバシー、室温、耐久性等)を考慮したうえでの取り替えであれば、支給対象となります。また、扉枠の撤去とカーテンレールの取り付け工事についても付帯工事として支給対象となります。
45	引き戸等への扉の取り替え	既存の引き戸が重く開閉が容易ではないため、戸車の取り付けや引き戸を取り替える場合は、支給対象になるのか。	既存の引き戸が重く、開閉が容易ではないという理由があれば支給対象となります。 ただし、既存の引き戸が古くなったため、新しいものに取り替えるという理由であれば、支給対象外となります。
46	引き戸等への扉の取り替え	車イスでの移動を容易にするために、既存の扉を撤去したいが、支給対象となるのか。	支給対象となります。
47	引き戸等への扉の取り替え	扉または壁であったところを一部取り払い、扉を新設する工事は、支給対象になるのか。	引き戸等の新設が扉位置の変更等に比べて費用がかからない場合に限り、支給対象となります。事前申請の際に、引き戸等の新設の場合と扉の位置の変更の場合の見積書を提出してください。
48	引き戸等への扉の取り替え	排泄に介助が必要である。介助のスペースを広くするため、住宅改修でトイレの扉を内向きから外向きに変更することは可能か。	介助者のサポートがないと目的を達せられず、本人や介助者の負担軽減につながる場合は、支給対象となります。
49	引き戸等への扉の取り替え	浴室の扉を引き戸に取り替える場合、間口が狭く車イスで中へ入ることができないため、入口の幅を広げ扉の位置をずらすことは、支給対象となるのか。	被保険者等の身体状況に基づいた理由(被保険者等が福祉用具を利用する必要があり、現在の間口ではそれを利用して中へ入ることができないという理由)による住宅改修ならば、浴室の扉に限らず可能です。具体的には、着工前に提出する事前申請書で判断します。
50	引き戸等への扉の取り替え	ドアノブを変更するために、扉ごと取り替えた場合、支給対象となるのか。	身体的理由による変更であれば支給対象となります。単に古くなったなどの理由による場合は、支給対象外となります。
51	引き戸等への扉の取り替え	開き戸から引き戸への扉の取り替え時に扉の位置が変わった場合、支給対象となるのか。	扉の取り替え時に扉の位置が変わった場合は、扉本体のみ支給対象となります。なお、取り替えに係る工事費用は支給対象外となります。また、扉の位置が変わった場合、その部屋の利用目的が変わった場合(トイレから浴室になった等)は扉本体のみも支給対象外になります。
52	引き戸等への扉の取り替え	掃き出し窓が重く開閉が容易ではないため、取り替える場合は支給対象になるのか。	身体状況により、掃き出し窓を家屋の出入りに使用している、または改修を機に使用するのであれば対象となりますが、単に窓を取り替えるという理由であれば、支給対象にはなりません。
53	引き戸等への扉の取り替え	車イスの通行を容易にするため、壁を取り壊す拡張工事を行うにあたり既存の扉が使えなくなるため大きな扉に変更(開き戸から開き戸への改修)したいが、住宅改修の対象となるのか。	住宅改修の対象となる扉の改修工事は、戸の開閉を容易にするために行われたものに限られるため、拡張工事に伴う扉の交換は住宅改修の対象として原則認められません。なお、開き戸から引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等への改修に伴い、戸幅を拡張する工事は住宅改修の対象として認められます。

54	洋式便器等への便器の取り替え	和式便器から洗浄機能等が付加された洋式便器への取り替えは支給対象になるのか。	洗浄便座一体型の洋式便器が一般的に供給されていることを考慮すれば「様式便器等への便器の取り替え」の工事を行う際に、洗浄便座一体型の便器を取り付ける場合にあっては、支給対象になります(電気工事除く)。 なお、洗浄機能等を追加するためだけの目的の場合には、支給対象となりません。
55	洋式便器等への便器の取り替え	既存の洋式便器の便座を暖房機能や洗浄機能等が追加された便座に取り替えた場合、支給対象になるのか。	介護保険制度において便器の取り替えを住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しているためです。暖房機能や洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座に取り替える場合は、支給対象外となります。
56	洋式便器等への便器の取り替え	身体に麻痺があることから、既存洋式便器の便座に座れないので、洋式便器の向きを変える工事は、支給対象になるのか。	障害等に対応するように、現に使用している洋式便器の向きを変える工事は、支給対象になります。また、向きを変えることに伴いトイレを拡張する工事については、支給対象外となりますが、トイレ内部の中扉を撤去する場合は、撤去費用が支給対象になります。
57	洋式便器等への便器の取り替え	既存の和式便座は残したまま、居室の近くに新たに洋式便器を設置したいが、支給対象になるのか。	トイレの増設に当たるため、支給対象外になります。
58	洋式便器等への便器の取り替え	要介護状態を勘案し、現在使用している和式便器を取り壊し、別の場所に様式便器を設置する場合は、支給対象になるのか。	和式便器を取り壊し、別の場所に洋式便器を設置する工事は、和式便器を取り替えことになるため、支給対象となります。 ただし、既存便器の解体前の写真が必要になります。
59	洋式便器等への便器の取り替え	和式便座の上に置いて腰掛式に変換するものは、支給対象になるのか。	腰掛便座として、特定福祉用具購入の支給対象となります。
60	洋式便器等への便器の取り替え	リウマチ等で膝が十分に曲がらなかったり、便座から立ち上がるのがきつい場合等に、既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、便器の取り替えとして支給対象となるのか。 ①洋式便器をかさ上げる工事 ②便座の高さが高い洋式便器に取り替える場合 ③補高便座を用いて座面の高さを高くする場合	①支給対象になります。 ②既存の洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取り替えるという理由であれば、支給対象とはなりませんが、質問のように当該要介護者に適した高さにするために取り替えるという適切な理由があれば、便器の取り替えとして支給対象となります。 ③住宅改修ではなく、腰掛便座として特定福祉用具購入の支給対象となります。
61	洋式便器等への便器の取り替え	便器の交換に伴う給排水設備工事は、「水洗化に係るもの」を除いて認められることになっているが、どの程度の工事が支給対象になるのか。	非水洗の和式便器から水洗式の洋式便器に交換する場合には、便器本体工事と共に水洗化の工事が行われますが、このような場合、水洗化の工事は対象から除外します。「便器の交換」に付帯する給排水設備工事として想定しているのは、すでに水洗式になっている和式便器を洋式便器に交換する場合に、配水管の長さや位置を変える工事です。
62	洋式便器等への便器の取り替え	夜間用にポータブルトイレを購入したが、日中に使用する和式便器を洋式便器に変更したい。	福祉用具と住宅改修との併用は、用途が異なれば可能です。今回は、夜間用のポータブルトイレ購入と日中用の便器の変更のため、昼夜で用途が異なれば両者とも介護保険の支給対象となります。
63	洋式便器等への便器の取り替え	筋萎縮性側索硬化症の方が、症状が進行し、水を流すところまで手を上げられなくなったため、現在使用している洋式便器ごと取り替え、足で水を流せるタイプの洋式便器に取り替えるには、支給対象になるのか。	障害等に対応するために、現に使用している洋式便器の機能を変える必要がある場合は、支給対象となります。
64	洋式便器等への便器の取り替え	住宅改修に際に不要となった便器・扉等の撤去費用及び処分費用は、支給対象となるのか。	付帯工事として支給対象になります。
65	洋式便器等への便器の取り替え	屋内外と2箇所のトイレ(和式便器)を使用しているが、立ち上がりに困難なため洋式便器に取り替える工事は支給対象となるのか。	屋内、屋外に限らず、便器の取り替えとして必要な工事であっても、主として使用している1箇所の便器のみ支給対象となります。
66	洋式便器等への便器の取り替え	廊下とトイレに段差がありトイレの床上げが必要な場合、既存の洋式便器の取り外し据置工事は、支給対象となるのか。	段差を解消することにより便器の高さが変わるため、便器の取り外し据置工事は便器の取り替えとして支給対象となります。なお、既存の便器を使用しない場合も同様です。

67	洋式便器等への便器の取り替え	小便器・大便器それぞれの個室にある和式便器を1つの洋式便器に改修した場合、個室を仕切っていた壁または扉を撤去する工事費用については、支給対象となるのか。	単に壁を撤去するというだけでは、支給対象とならないが、間仕切りを撤去しないと便器の据え付けができない場合や要介護者等が福祉用具を利用する必要がある、それを利用して中へ入ることができない場合は、洋式便器等への便器の取り替えに伴う付帯工事として支給対象となります。
68	洋式便器等への便器の取り替え	和式便器から洋式便器に取り替える場合に床面の工事についても対象工事となっているが、上張りの部分だけではなく基礎の部分(根太やコンクリート)も対象になるのか。また、便槽の部分や便槽と便槽付帯のパイプ部分も支給対象となるのか。	便器の取り替え時に付帯する工事としての床の基礎部分(根太、コンクリート)も含まれる。なお、便槽と便槽付帯のパイプについては、支給対象外となります。
69	洋式便器等への便器の取り替え	同一世帯に二人(夫婦)の被保険者が関わる住宅改修については、重複しないように対象となる工事を設定しなければならないと思われるが、トイレの改修工事において、便器の取り替え(和式から洋式)は妻、その床段差の解消と手すりの取り付けについては夫というように各々の必要度に応じて、工事を設定することは可能か。	工事内容が重複しなければ可能です。
70	その他	住宅改修の申請手続きはどこでできるのか。	鳩山町役場の1階にある長寿福祉課で申請を受け付けております。 申請方法は、窓口・郵送のいずれかになります。 郵送先は、以下のとおりとなります。 〒350-0324 埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸184-16 鳩山町役場 長寿福祉課 介護保険担当宛
71	その他	住宅改修の申請に必要な書類は。	住宅改修の申請に必要な書類については、「介護保険住宅改修の手引き」をご確認ください。
72	その他	被保険者(利用者)に変わって、ケアマネジャーや購入先の事業者が申請書類を提出することは可能か。	被保険者の依頼により、ケアマネジャーや購入先の事業者が代理申請することに問題はありません。
73	その他	申請書類の提出期限と保険給付分の振込日を教えてほしい。	提出期限及び保険給付分の振込日については、以下のとおりです。 ①提出期限 事前申請：工事着工日の1か月から2週間前 事後申請：住宅改修費の領収日から2年以内 ②振込日 支給申請書の提出月の翌月末に支給
74	その他	領収書は写してもよいのか。	申請時に、領収書原本を提示していただきその場で確認が取れれば、写しの提出で問題ありません。
75	その他	支給申請時に提出する領収書について、収入印紙は必要なのか。	5万円以上、100万円以下の領収書等に対して、200円の収入印紙が必要です。
76	その他	負担割合について、いつ時点にものを適用するのか。	領収書記載日時点の負担割合を適用します。
77	その他	保険給付の対象となる住宅改修には、限度額はあるのか。	限度額は、20万円となります。 一定の基準を満たすと限度額がリセットされることがあります。 詳しくは、「介護保険住宅改修に係る支給可能額の例外給付について」をご確認ください。

78	その他	利用者負担額はいくらか。	支給限度額20万円を上限として、住宅改修の改修費用に対して、1割～3割が利用者負担額となります。 例)20万円の住宅改修を行った場合 利用者負担 支給金額 1割(2万円) ⇒ 18万円 2割(4万円) ⇒ 16万円 3割(6万円) ⇒ 14万円
79	その他	新規・変更申請中の住宅改修について、改修は可能なのか。	要支援・要介護申請中に住宅改修申請は可能です。 新規申請中においても住宅改修の申請は可能ですが、「償還払い」での申請となります。 なお、支給申請は、認定後に行ってください。認定結果が非該当となった場合は、全額自己負担となりますので、ご注意ください。
80	その他	住宅改修申請後に、更新申請または変更申請した場合の取り扱いについて	住宅改修申請後の認定申請した場合の取り扱いについては、以下のとおりです。 《更新申請》 住宅改修の工事完了日が当該更新申請前の更新期間内であれば、通常どおり支給を行います。 住宅改修の工事完了日が当該更新申請前の更新期間外であれば、介護度が確定次第支給となります。 《変更申請》 変更申請日が住宅改修の工事完了日以後であれば、通常どおり支給を行います。 変更申請日が住宅改修の工事完了日以前であれば、介護度が確定次第支給となります。
81	その他	住宅改修を行う際、施工業者に指定はあるのか。	施工業者に指定はありませんが、大工の親族等に依頼する際は、材料費のみが対象になります。
82	その他	ケアマネジャーがいらないが、住宅改修は行えるのか。	住宅改修のみ利用する場合は、ケアマネジャーがいなくても給付を受けることができます。工事の際は、施工業者等に相談してください。 なお、今後、他の介護サービスを利用される可能性がある場合は、ケアマネジャーと契約することを推奨します。
83	その他	保険給付の対象となる住宅改修には回数の制限はあるのか。	回数の上限はありません。住宅改修費の上限は、1人現住居につき20万円までとなります。
84	その他	事前申請時に提出する見積書の作成料について、支給対象になるのか。	介護保険の住宅改修を前提としたものであれば、支給対象となります。
85	その他	事前申請時に提出する工事内訳書について、材料費、施工費等を区分できない工事があるが、全て区分しなければならないのか。	工事内訳書において、材料費、施工費等を適切に区分することとしているのは、便所、浴室、廊下等の箇所及び数量、長さ、面積等の規模を明確にするためです。このため、材料費、施工費等が区分できない工事については無理に区分する必要はありませんが、工事の内容や規模等が分かるようにする必要があります。
86	その他	申請の際に添付する必要がある改修前後の写真は、日付が分かるものとことであるが、日付機能がない写真機の場合はどうすればよいのか。	工事現場などで黒板に日付等を記載して写真を撮っているように、黒板や紙等に日付を記載して写真に写し込むといった対応をしてください。
87	その他	住宅改修の申請に必要な改修前後の写真について、現像代と写真代は対象に含まれるのか。	現像代については、被保険者(利用者)負担となります。写真代について、原則、申請に使用する書類で工事とは別になりますが、見積書上で諸経費等に含まれていれば、支給対象となります。

88	その他	生活保護受給者の住宅改修に当たって、注意することややらなくてはならないことはあるのか。	住宅改修の利用に当たっては、事前に担当ケースワーカーまでご相談ください。
89	その他	住宅改修の工事着工前に提出する事前承認申請書について、承認の有効期間はあるのか。	事前承認申請の承認結果通知日より1年間有効です。期限を過ぎた場合は、再申請が必要になります。 また、一度承認した申請書類は返却しません。
90	その他	被保険者(利用者)が子の住宅に一時的に身を寄せている場合、介護保険の住宅改修を行うことができるのか。	介護保険の住宅改修は、現に居住する住宅を対としており、住所地の住宅のみが対象となる。子の住宅に住所地が移されていれば介護保険の住宅改修の支給対象となります。なお、住民票の住所と介護保険被保険者証の住所が異なる場合は、一義的には介護保険被保険者証の住所が住所地となる。
91	その他	家族が大工を営んでいるが、住宅改修工事を発注した場合、工賃も支給対象となるのか。	被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修費の支給対象とすることとされており、この場合も一般的には材料の購入費のみが支給対象となり工賃は支給対象外とすることが適当とされています。
92	その他	施設入所している被保険者(利用者)が、毎月施設から外泊することがあるため住宅改修を行いたい。この場合は、支給対象になるのか。	生活の拠点が施設になるため、支給対象外となります。
93	その他	住宅改修工事に伴う清掃費は支給対象になるのか。	改修工事に伴い発生した清掃部分については、支給対象となる。ただし、最低限の必要清掃のみ対象となるため大掛かりなクリーニング清掃等は支給対象外になります。 なお、最低限の必要清掃とは、柱や壁に穴を開けた際、粉が飛ぶため施工後に清掃を行う原状回復のための簡単な清掃などが当たります。
94	その他	事前申請後、住宅改修の内容に変更が生じた場合、どうすればよいか。	事前申請後に申請内容の変更があった場合は、以下の書類提出が必要です。 ①介護保険住宅改修に伴う軽微な変更に関する届出書 ②変更予定箇所の写真(日付入り) ③見積書(金額に変更がある場合のみ) ※1提出書類を確認後、電話連絡にて変更の可否をお伝えします。 ※2町に届出をせず変更工事を行った場合は、住宅改修費の支給を行いませんので、ご注意ください。
95	その他	賃貸住宅や借地であっても住宅改修は可能なのか。	書面により貸主の承諾を得ていることが確認できれば支給可能になります。
96	その他	賃貸住宅等の退去時に現状回復のための費用は支給対象になるのか。	支給対象外となります。
97	その他	賃貸アパートの共用部分は、支給対象になるのか。	賃貸アパート等の集合住宅の場合、一般的に住宅改修は、当該高齢者の専用の居室内に限られるものと考えますが、洗面所やトイレが共同となっている場合など当該高齢者の通常の生活領域と認められる特別な事情により共用部分について住宅改修が必要であれば、住宅の所有者の承諾を得て住宅改修を行うことは可能であり、支給対象となります。 しかしながら、住宅の所有者が恣意的に、当該高齢者に共用部分の住宅改修を強要する場合も想定されるので、高齢者の身体状況、生活領域、希望等に応じて判断すべきものとします。
98	その他	分譲マンションの廊下などの共用部分は支給対象になるのか。	賃貸アパートと同様、専用部分が一般的と考えますが、マンションの管理規程や他の区分所有者の同意(区分所有法による規程も可)があれば、共用部分の住宅改修も支給対象とすることができします。

99	その他	有料老人ホームの居室に手すりを設置する場合、支給対象になるのか。	有料老人ホームの居室部分(専用部分に限る。廊下等の共用部分は除く。)は、制度上、住宅改修は可能ですが、そもそも有料老人ホームの居室は、高齢者の利用に適したものとなっているはずであり、一般的には住宅改修の対象としていません。しかし、被保険者(利用者)の身体状況等によっては個別の対応が必要なこともありえるため、その場合には、住宅改修の支給が認められる可能性があります。なお、ケアハウスやグループホームについても同様の取り扱いとします。
100	その他	住宅の新築は住宅改修と認められていないが、新築住宅の竣工日以降に手すりを取り付ける場合は、支給対象となるのか。	竣工日以降に、手すりを設置する場合は住宅改修の支給対象となります。事前申請の際に竣工日が分かる書類が必要になります。また、理由書に新築時に手すりの取り付けができなかった理由を明記してください。理由によっては、住宅改修の支給対象にならない可能性があります。 【必要書類】 ・検査済証(交付日＝竣工日) ※検査済証が用意できない場合は、登記事項証明書を提出してください。
101	その他	現在、A市に住んでいるが来月にB市に引っ越す予定である。B市で住宅改修を行いたい、転入前に申請をしてよい。	原則、転入後の申請となりますが、身体状況等を鑑み転入前に住宅環境を整える必要がある場合に限り、事前申請を受け付けています。なお、住宅改修費の支給は転入後になります。
102	その他	現在、入院(入所)中だが数週間後に退院(退所)し、在宅に戻る予定である。在宅生活を送るに当たって、住宅環境を整えるため、退院(退所)中に住宅改修の申請を行うことは可能なのか。	原則、入院(入所)中に住宅改修の申請は認められません。しかし、退院(退所)の予定がある方については、町に事前相談を行った上で申請が可能になる場合があります。なお、事前相談なしに住宅改修を行った場合や、退院(退所)の予定で住宅改修を行ったが、一度も在宅に戻らずに資格喪失してしまった場合は、支給対象外となります。
103	その他	在宅の被保険者(利用者)が住宅改修に着工後、体調の急変により入院し、退院の見通しが見つからない場合、支給対象となるのか。	被保険者(利用者)が入院するまでに工事が完成した部分までが支給対象となります。
104	その他	現在、要介護認定申請中であるが、住宅改修の申請は可能か。	要介護認定申請中であっても、住宅改修の事前申請を行うことはできませんが、その後の認定結果が非該当になった場合は、支給対象とならず、全額自己負担となります。なお、要介護認定申請前に着工した工事については、一律対象外となります。
105	その他	在宅の被保険者(利用者)が住宅改修の着工時点においては存命であったが、完了目前に死亡した場合、支給対象となるのか。	被保険者(利用者)が工事完了前に死亡した場合は、工事完了部分までが支給対象となります。なお、工事完了後に被保険者(利用者)が死亡した場合は、全額支給対象となります。
106	その他	住宅改修の着工日時点では要介護(要支援)認定されていたが、その後の介護認定審査会で「非該当」と認定された。住宅改修の工事完了日時点では「非該当」である場合、総工事期間のうち要介護(要支援)認定されていた期間に行われた工事費用(日数按分等による算出)についてのみ支給対象になるということでしょうか。	(入院時、死亡時の取り扱いと同様に)要介護認定の有効期限日までに工事を完了した部分の経費が対象になります。
107	その他	住宅改修のみを必要とする被保険者(利用者)等は、介護報酬が得られないことにより居宅介護支援事業所から当該理由書の作成を断られる場合がある。この場合、本人若しくはその家族又は住宅改修担当以外の市町村職員が理由書を作成することは可能なのか。	理由書の作成については、基本的に居宅サービス計画等を作成するケアマネジャー及び地域包括支援センター担当職員とされております。ただし、ケアマネジャー等がいない場合は、福祉住環境コーディネータ検定試験2級以上、作業療法士、理学療法士などの資格を有している方が理由書を作成することができます。資格を有する者が理由書を作成した場合は、事前申請時に資格証の写しを添付してください。
108	その他	手すりの取り付け、段差解消のため、既存の浴室を改修するのではなく、ユニットバスのようにまるごと取り替える場合も支給対象となるのか。	必要とする住宅改修の項目ごとに按分することが可能であれば支給対象となります。
109	その他	住宅改修支給申請の時効は2年間とのことだが、その起算日は着工日か工事完了日か、それとも代金支払日なのか。	被保険者(利用者)が施工業者代金を完済した日(領収日)の翌日から起算して2年となります。
110	その他	夫婦2人で要介護認定を受けている場合、2人分を合わせて40万円までの住宅改修費に対する自己負担分を支払うと考えてよいですか。	被保険者(利用者)ごとに支給申請を行い、被保険者(利用者)ごとに限度額管理が行われます。また、住宅改修に当たっては、改修箇所が重複しないように工事を設定しなければなりません。夫は浴室の手すり、妻は和式便器から洋式便器など。

III	その他	店舗と自宅が併設されている場合、どこまでが住宅改修の支給対象となるのか。	原則、住宅改修の対象となるのは、居住スペースのみで、店舗部分に関しては対象外となります。ただし、店舗部分しか出入りできない住宅等の場合については、個々の住宅の状況を勘案して住宅改修の検討を行うものとします。
-----	-----	--------------------------------------	---